練馬区土砂災害ハザードマップ(全域図)

区は、土砂災害の危険性が想定され避難所を開設する場合、地図上の 🏠 避難所を第一に開設することとしています。また、 🏠 避難所のみでは、収容不足となることが想定される場合、 🏠 避難所のうち開設が必要と判断した避難所を開設します。
避難の際は、必ず避難所の開設状況を区ホームページでご確認いただくか、水災害時専用コールセンター（０３－５９８４－２５６９）または、危機管理課までお問い合わせください。

この背景の練馬区管内図の著作権は練馬区が有しています　Copyright©練馬区

N

1：18,000

0　200　400　600　800　1,000m

埼玉県　朝霞市　新座市　和光市　板橋区　西東京市　豊島区　新宿区　杉並区　中野区　武蔵野市

⑤大泉町一・三丁目区域
K012
K013
大泉第一小学校
K011
K001
土支田地域集会所
[土支田中央地域集会所]
②大泉町一丁目・土支田四丁目区域

板橋K154
板橋K002
板橋K001
旭町地域集会所
K007
[板橋区立成増小学校（板橋区指定避難所）]
K008
[旭町小学校]
K009
④旭町二・三丁目区域

K006
K005
K004
南田中敬老館
[南田中小学校]
③南田中三・五丁目区域

K015
⑦上石神井三丁目区域

関町北地区区民館
[関町小学校]
K016
関区民センター
⑥関町北三丁目区域

K002
K014
K003
桜台地区区民館
[開進第三中学校]
①桜台六丁目区域

凡例

K001	東京都指定の区域番号	🏠	避難所 ※土砂災害の危険性が想定された場合、第一に開設する避難所
	土砂災害特別警戒区域	🏠	避難所 ※土砂災害の危険性が高まり、🏠 の避難所のみでは、収容不足が想定される場合に開設する避難所
	土砂災害警戒区域	■	避難所 ※河川の氾濫や浸水害で危険性が高まり、🏠 🏠 の避難所では収容不足が想定される場合に開設する避難所
		⛌	水災害時の避難所とならない学校

◎	区役所		鉄道
■	土木出張所		地下鉄
⊠ ・ ⊗	警察署・交番		都県界
⊠ ・ ⊗	消防署・出張所		区市界
	主要道路		町界
			丁目界

地図調整　三和航測 ㈱

土砂災害の危険性が想定される場合、優先的に開設する避難所一覧

第一に開設する避難所は、「桜台地区区民館」、「土支田地域集会所」、「南田中敬老館」、「旭町地域集会所」、「大泉第一小学校」、「関区民センター」です。状況に応じて下段[　]記載の施設も避難所として開設します。
開設している避難所については、区役所危機管理課にお問い合わせください。

指　定　区　域	避難所名・所在地・電話番号		
①桜台六丁目区域	桜台地区区民館	桜台3-39-17	03－3993－5461
	[　開進第三中学校	桜台3-28-1	03－3993－4265　]
②大泉町一丁目・土支田四丁目区域	土支田地域集会所	土支田2-40-21	03－3978－8190
	[　土支田中央地域集会所	土支田2-32-8	03－3924－1990　]
③南田中三・五丁目区域	南田中敬老館	南田中5-15-25	03－3995－5538
	[　南田中小学校	南田中5-15-37	03－3997－1145　]
④旭町二・三丁目区域　※	旭町地域集会所	旭町3-11-6	03－3939－8960
	[　旭町小学校	旭町2-29-1	03－3939－0362　]
⑤大泉町一・三丁目区域	大泉第一小学校	大泉町3-16-23	03－3925－2455
⑥関町北三丁目区域	関区民センター	関町北1-7-2	03－3928－3046
	[　関町小学校	関町北3-23-34	03－3929－1290　]
⑦上石神井三丁目区域	避難所開設なし（区域内に家屋がないため）		

※旭町三丁目については、板橋区内で指定された土砂災害警戒区域のうち区域の一部が練馬区に該当します。

練馬区
土砂災害ハザードマップ

土砂災害時の避難所

あらかじめ最寄の避難所の位置・経路を確認しておきましょう

	避難所	
施設名		
住　所		
電　話		

【編集・発行】　令和８年７月
練馬区危機管理室危機管理課
電話０３－５９８４－２７６２

防災関係機関の問い合わせ先

機　関　名	住　所	電　話　番　号
練馬区役所	豊玉北６－１２－１	０３－３９９３－１１１１(夜間・休日は03-3993-1101)
東部土木出張所	豊玉中３－２８－８	０３－３９９４－００８３
西部土木出張所	石神井町３－３０－２６	０３－３９９５－００８３
練馬警察署	豊玉北５－２－７	０３－３９０４－０１１０
光が丘警察署	光が丘２－９－８	０３－５９９８－０１１０
石神井警察署	石神井町６－１７－２６	０３－３９０４－０１１０
練馬消防署	豊玉北５－１－８	０３－３９９４－０１１９
光が丘消防署	光が丘２－９－１	０３－５９９７－０１１９
石神井消防署	下石神井５－１６－８	０３－３９９５－０１１９
東京電力パワーグリッド　東京カスタマーセンター		０１２０－９９５－００７
東京ガス　お客様センター		０５７０－００－２２１１
東京都水道局練馬営業所	中村北１－９－４	０３－５９８７－５３３０
東京都下水道局西部第二下水道事務所練馬出張所	豊玉北４－１５－１	０３－５９９９－５６５０
日本赤十字社東京都支部	新宿区大久保１－２－１５	０３－５２７３－６７４１

区からの情報伝達手段

■土砂災害警戒区域等の指定について（区ホームページ） 区の指定区域が閲覧できます。	PC・スマートフォン・携帯共通	https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/bosai/suigai/dosha.html
■練馬区防災気象情報 区の天気予報、雨量観測情報、河川の水位観測情報などが確認できます。	PC	https://nerima-city.bosai.info/
	スマートフォン	https://nerima-city.bosai.info/s/
■ねりま情報メール 区の防災気象情報（土砂災害警戒情報や河川の水位）を配信しています。 登録方法は区のホームページをご覧ください。	PC・スマートフォン・携帯共通	https://mail.cous.jp/nerima/
■緊急速報メール 災害・避難情報を、区内にいる携帯電話およびスマートフォン所持者の端末に配信します。		■メールアドレスの登録は不要です メールアドレスを使わず、配信対象エリア（練馬区の区域内）の携帯電話に対し一斉配信します。アドレスの登録を行う必要はありません。
■練馬区公式Ｘ（エックス）※旧ツイッター 練馬区公式LINE 災害情報などを配信します。	X（旧ツイッター）　LINE	■Ｘ（エックス） 練馬区公式アカウント：@nerima_tokyo アドレス：https://x.com/nerima_tokyo ■LINE アドレス：https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/koho/line/index.html
■練馬区防災行政無線 災害情報などの重要な情報を区民に伝えるために、防災行政無線による放送を行っています。		■防災行政無線から放送された内容を、電話で確認することができます。 電話：0120-707-111（通話無料） ねりま情報メールに登録すると放送された内容が自動的にメール配信されます。
■データ放送 災害発生時は、避難勧告や避難指示、被災状況、生活支援などの情報を随時発信します。		ケーブルテレビ・ジェイコム東京の放送システムを利用し、地上デジタル放送の１１チャンネルで、区政情報を発信するデータ放送を視聴できます。
■ヤフー防災速報 地震情報や区からの緊急情報などを配信します。		利用するには、専用のアプリをダウンロードまたはメール配信サービスへの登録が必要です。詳しくはヤフー防災速報のホームページ（https://emg.yahoo.co.jp）をご覧ください。
■区広報車 避難情報などを区広報車でお知らせします。		災害の状況に応じて区域周辺を巡回します。

その他情報収集手段

■気象庁ホームページ　キキクル 土砂災害の危険度分布を確認できます。	PC・スマートフォン共通	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#zoom:4/colordepth:normal/elements:land/lat:35.173808/lon:139.042969
■東京都建設局　土砂災害にそなえるために 区の指定区域を閲覧できるほか、土砂災害に対する東京都の取り組みをご覧になれます。	PC・スマートフォン共通	https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/river/dosha_saigai
■東京都水防災総合情報システム 東京都で観測している降水量や河川水位情報をリアルタイムで提供しています。	PC・スマートフォン共通	https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/im/uryosuii/tsim0102g.html
	携帯	https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/s/tsim0401g.html
■東京都下水道局　東京アメッシュ 東京都下水道局の雨量情報システムを閲覧できます。	PC・スマートフォン共通	https://tokyo-ame.jwa.or.jp/index.html

①桜台六丁目区域

②大泉町一丁目・土支田四丁目区域

③南田中三・五丁目区域

④旭町二・三丁目区域

⑤大泉町一・三丁目区域

⑥関町北三丁目区域

⑦上石神井三丁目区域

土砂災害とは

土砂災害の種類は、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、土石流、地すべりの３つに分けられます。
梅雨の時期、台風の時期などの雨が多く降る時や地震が起きた時などに発生します。
練馬区内には、土石流と地すべりが想定される箇所はありません。
発生するおそれのある土砂災害は、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）のみです。

がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）

がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）とは、急な斜面が突然崩れ落ちる現象で、雨が地中にしみ込むと、土の抵抗力が弱くなり、さらに雨が降り続くことにより、急激に斜面が崩れ落ちてしまう現象です。

- 表面流がおこる
- がけから小石がパラパラと落ちる
- 湧水が濁りだす
- がけに割れ目が見える
- 斜面がはらみだす
- がけから水が噴出する
- 樹木が傾く
- 樹木の根が切れる音がする

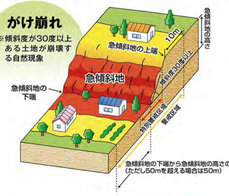

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域とは

■土砂災害防止法

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が発生するおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

【がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）の指定範囲】

- 傾斜度が30度以上で高さが５メートル以上の区域
- 急傾斜地の上端から水平距離が10メートル以内の区域
- 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの２倍（50メートルを超える場合は50メートル）以内の区域

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

【がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）の指定範囲】

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等による力が建築物の耐力を上回る区域

情報の伝達

■避難に関する情報

区は土砂災害のおそれがあると判断した場合には、状況に応じて、**高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保**を発令します。情報は、テレビ・ラジオの他、防災行政無線、区のホームページ、ねりま情報メールなどで区民の皆さんにお知らせします。

情報の伝達手段

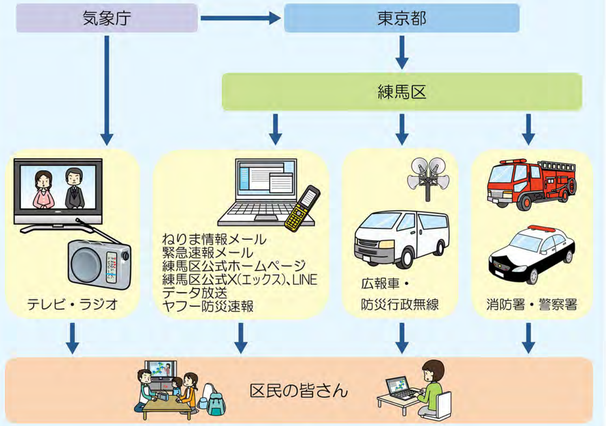

区が発令する避難情報が発表されたら

警戒レベル	避難情報	避難行動
5	緊急安全確保	命の危険があることから直ちに安全を確保してください。
4	避難指示	危険な場所にいる方は全員速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。
3	高齢者等避難	危険な場所にいる避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。

＊区が発令する避難情報と警戒レベルの関係について、詳細は練馬区水害ハザードマップでご確認ください。
＊避難情報の名称等については、令和３年３月５日に閣議決定されたものです。

土砂災害にかかる防災気象情報

土砂災害発生の危険度が高まると、気象庁は、対象となる区市町村を特定して、警戒を呼び掛ける防災気象情報を発表します。
令和８年５月より、住民がとるべき避難行動を判断しやすくなるよう、大雨や台風で災害の恐れがある場合に気象庁により発表される防災気象情報の名称が、より分かりやすく変わりました。

主な変更点

警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます

◎避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安が明確になります。
【変更例】
（旧）「大雨警報」→（新）「レベル３大雨警報」

「警戒レベル４相当」の情報は「危険警報」として発表されます

【変更例】
（旧）「土砂災害警戒情報」→（新）「レベル４土砂災害危険警報」

新たな防災気象情報一覧表

	河川氾濫	大雨	土砂災害
警戒レベル５相当	レベル５ 氾濫特別警報	レベル５ 大雨特別警報	レベル５ 土砂災害特別警報
警戒レベル４相当	レベル４ 氾濫危険警報	レベル４ 大雨危険警報	レベル４ 土砂災害危険警報
警戒レベル３相当	レベル３ 氾濫警報	レベル３ 大雨警報	レベル３ 土砂災害警報
警戒レベル２	レベル２ 氾濫注意報	レベル２ 大雨注意報	レベル２ 土砂災害注意報
警戒レベル１	早期注意情報		

災害発生
２時間～０時間前
数時間～３時間前
半日～数時間前
数日～１日前
時間推移のイメージ

土砂災害時の避難行動

避難時の心得

■避難の前に確認を

ガスの元栓、電気のブレーカー、戸締まりを確認しましょう。

■安全な服装、２人以上での避難を

長袖と長ズボンを着用し、普段から履きなれた底が厚めの靴を履きましょう。

■要配慮者の避難にご協力を

高齢者・障害者・病気・けがなどで避難することが困難な方の避難支援にご協力ください。

■早めの避難を

避難勧告等の発令がなくても、危険を感じたら早めに安全な場所に避難しましょう。

■避難時の心がけ

やむを得ず、浸水している道路を通る場合は、傘などの棒を使って安全を確かめましょう。

■危険回避を

どうしても屋外への避難が困難な状況下などやむを得ない場合には、できるだけ高い階の急傾斜地から離れた部屋へ移動しましょう。

日頃からの備え

土砂災害の被害を防ぐためには、一人ひとりが土砂災害から身を守れるように備えておくことが重要です。

■非常持ち出し品

■ねりま情報メールにご登録ください

パソコンや携帯電話、スマートフォンなどの電子メールで、土砂災害警戒情報などの災害情報や避難情報など、区からの重要な情報を受け取ることができます。
令和２年度からは、ねりま情報メールに登録すると防災行政無線の放送内容がメールで届くようになりました。ぜひご登録をお願いします。
登録方法は、裏面の「区からの情報伝達手段―ねりま情報メール」の欄でご確認ください。

■危険箇所・避難場所をあらかじめ確認

自分の家や住んでいる地域が土砂災害警戒区域、特別警戒区域になっているか事前に確認しましょう。
日頃から、家族全員で避難場所の確認や避難する道順を決めておきましょう。